

副 議 長 日程第14「議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、児童福祉施設の設備の運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、放課後児童健全育成事業者に安全計画の策定が義務づけられたこと及び業務継続計画の策定が努力義務化されたこと、自動車を行う場合の所在の確認などを行うことが義務づけられたことから、国の定める基準に従い規定を追加及び改正をするものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページ目でございます。条例第7条の次に第7条の2、安全計画の策定等として、放課後児童健全育成事業者に児童の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修、訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずることについての規定を追加するものです。次に、第2項といたしまして安全計画の職員への周知、第3項といたしまして安全計画の保護者への周知、第4項として安全計画の見直し、変更の規定をそれぞれ追加するものです。

2ページを御覧ください。第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認

といたしまして、児童の学童施設外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による児童の所在確認を行うことの規定を加えるものです。

第13条の2、業務継続計画の策定等として、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずることについての規定を追加するものです。第2項につきましては業務継続計画の周知、第3項については業務継続計画の見直し、変更についての規定をそれぞれ追加するものです。

第14条、衛生管理等につきましては、放課後児童健全育成事業所における感染症、食中毒の予防、蔓延防止のための具体的内容として、研修及び訓練を実施することを条例に明記するため、改正案のとおりに改めるものです。

改正条例本文2ページを御覧ください。附則でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行いたします。

第2項、安全計画の策定等に係る経過措置でございます。この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 2点ですね、お伺いをいたします。ここの一部改正条例の中で、安全計画の策定及びですね、業務継続計画の策定とあります。松田町はですね、放課後児童の事業の設置者であるというふうに認識しております。これらの計画について、いつですね、策定をする予定なのかお知らせいただきたいと思います。

子育て健康課長 この計画につきましては、施行された後、直ちにですね、速やかに計画のほうを策定する予定でございます。

9 番 井 上 ありがとうございます。このですね、附則の中でですね、施行の日から令和6年3月31日までというふうに附則にありますけれども、それではですね、もう3月中に策定をするという理解でよろしいでしょうか。

子育て健康課長 議員のおっしゃるとおり、その予定でございます。

9 番 井 上 終わります。

副 議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 暫時休憩します。11時15分より再開いたします。 (11時10分)